

議事録

平成 30 年 6 月 5 日

三浦市上水道事業審議会

1 場 所 三浦市役所第2分館 1階 第3会合室

2 日 時 平成30年6月5日（水）14時00分から16時24分

3 委員の現在数 10名

4 出席委員氏名 草間道治 委員
石橋むつみ 委員
山田光雄 委員
鈴木寧夫 委員
木村武士 委員
山下芳夫 委員
菱沼隆一 委員
小谷野邦夫 委員
星野拓吉 委員
(佐藤裕弥委員は欠席)

5 議題 (1) 副会長の選出について
(2) 長期的な経営のあり方について
(3) 中期的な経営のあり方について
(4) 当面の課題解決について

6 出席事務局 石井真澄 上下水道部長
金枝晃芳 営業課長
鈴木正裕 給水課長
宮本貴夫 営業課営業グループリーダー
豊倉甚一 営業課主査
見原直孝 給水課給水施設グループリーダー
石橋耕一郎 給水課配水整備グループリーダー
下平哲之 営業課主任

7 議題等関係書類 資料1 三浦市上水道事業審議会委員名簿
資料2 三浦市上水道事業審議会条例と施行規程
資料3 神奈川県営水道への移管について
資料4 受水費の削減に向けて
資料5 施設の強靱化・すい道配水池に事故ある時の影響範囲
資料6-1 更新計画表

資料 6－2 老朽管更新箇所図

資料 7 現金流出の推移を簡単な方法で算出し、過去からの宮ヶ瀬
受水関連施設の投資が今の経営にどれだけ影響しているの
かを示す資料

資料 8 水道料金改定率と一般会計繰入金と使用者への影響額を示
す資料

資料 9 県内事業体の料金比較と料金体系

資料 10 給水量が減っていることを示す資料

資料 11 市内の景気が下降傾向にあることを示す資料

【14時00分開会】

事務局
(宮本G.L.)

ただいまより、三浦市上下水道事業審議会を開催いたします。本日、司会進行を務めます、上下水道部営業課の宮本です。どうぞ、よろしくお願ひいたします。開会に先立ちまして、本審議会、前回開催から今回に至るまで、期間が空いてしまったことにつきまして、石井上下水道部長より説明をさせていただきたいと思います。

事務局
(石井部長)

はじめに、平成29年10月18日に2回目の審議会を開催させて頂いた後この第3回開催に至るまで7ヶ月以上かかってしまった要因を2点説明させて頂きます。

1つ目は、2回の審議で料金改定だけに頼って答申案を出してしまったことが本当の経営のありかたなのかというご意見を委員の方以外からも頂いており、それに対して改めて事務局で、経費等の削減に向けて何か行動できることを見出し、答申案に盛り込めないかと模索しておりました。

もう1つは、料金改定の率において使用者の負担を下げる方法、端的にいうと一般会計の繰入ですが、この調整に相当の時間を要してしまいました。結果的に府内調整は整わなかったのですが、以上の2点から、時間が掛かってしまったことをお詫びするとともに、ご理解いただきたいと思います。

事務局
(宮本G.L.)

続きまして、事務局より報告がございます。

本年4月、三浦商工会議所の専務理事が鈴木明様から山下芳夫様に交代されたことに伴い、本会委員につきまして、鈴木明様から山下芳夫様に交代する旨の申し出がありましたので、平成30年4月1日付けをもち、鈴木明様の解嘱と新たに専務理事に就任された山下芳夫様への委嘱をいたしましたので、ご報告をさせていただきます。

それでは、新たに就任された山下芳夫委員をご紹介いたします。

山下委員

ただいま紹介をいただきました三浦商工会議所の山下と申します。よろしくお願ひいたします。3月の通常委員総会で鈴木専務理事の後任として専務理事を拝命いたしました。この審議会も初めて参加させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

事務局
(宮本G.L.)

山下委員ありがとうございました。
お配りしている委員名簿は新しいものになっておりますが、4月の人事異動により事務局職員も一部変わりましたので、自己紹介形式で紹介をさ

せていただきます。

(自己紹介)

それでは、議事に先立ちまして本日の資料の確認をさせていただきます。

はじめに、次第

資料 1 三浦市上水道事業審議会委員名簿

資料 2 三浦市上水道事業審議会条例と施行規程

資料 3 神奈川県営水道への移管について

資料 4 受水費の削減に向けて

資料 5 施設の強靭化・ずい道配水池に事故ある時の影響範囲

資料 6-1 更新計画表

資料 6-2 老朽管更新箇所図

資料 7 現金流出の推移を簡単な方法で算出し、過去からの宮ヶ瀬受水関連施設の投資が今の経営にどれだけ影響しているのかを示す資料

資料 8 水道料金改定率と一般会計繰入金と使用者への影響額を示す資料

資料 9 県内事業体の料金比較と料金体系

資料 100 給水量が減っていることを示す資料

資料 111 市内の景気が下降傾向にあることを示す資料

資料が不足している場合には、お申し付けください。

なお、本日の審議会には傍聴者がないことをご報告いたします。

また、本日の会議の成立についてですが、本日は委員 10 名の内 9 名の出席をいただいております。「三浦市上水道事業審議会条例」第 6 条第 2 項の規定による会議の成立要件である委員の半数以上が出席しており会議が成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会でご審議いただく案件につきましては、「三浦市情報公開条例」第 18 条ただし書きの非公開事由には該当いたしません。

それでは、三浦市上水道事業審議会条例の規定により、鈴木会長に議長をお願いいたしますので、会議の進行をよろしくお願ひいたします。

鈴木会長

それでは、会議の進行を務めさせていただきます。

委員の皆様方の協力を賜りまして、円滑な運営を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、議事を進めるにあたり審議会条例施行規則第 3 条第 3 項の規定によって、議事録の署名委員を指名することとなっておりますので、本日の署名委員を、草間委員と山田委員にお願いいたします。両委員には、申し

訳ございませんが、後日、議事録への署名をお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議題1 「副会長の選出について」でございます。

お手元の資料2をご覧ください。

先ほど事務局から報告があったとおり、前副会長の鈴木明氏が退任されました。

条例第5条第2項に「副会長は会長が指名する」とありますので、指名いたします。山下芳夫委員を指名いたします。

それでは、山下副会長に一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

山下副会長

会長からのご指名でございますので、不慣れではございますが副会長を務めさせていただきます。皆様のご協力のほどよろしくお願ひいたします。

鈴木会長

それでは、議事を進めてまいります。

議題2 「長期的な経営のあり方について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(鈴木課長)

ここからは、議題2 「長期的な経営のあり方について」を説明します。

事前に一部を紙で配布させていただきましたが、ここでは、それを含めてスクリーンで説明いたします。長時間でございますので、体をスクリーンの方に向けてご覧ください。ここでは、神奈川県水道への移管の重要性をご議論いただきたいと思っております。

それでは、長期的な経営のあり方として、「神奈川県営水道への移管について」説明いたします。スクリーンをご覧ください。

本市には、12 の市内水源がありましたが、水質の悪化や将来の施設更新費用の縮減のため、平成 23 年度末までに取水を停止したことから、配水量の全てが遠く相模川から横須賀市などの施設を通じて届けられます。

まず、神奈川県営水道の説明をする前に、神奈川県内広域水道企業団について説明いたします。神奈川県内広域水道企業団は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市を構成団体とし、これら団体に水道用水を供給する事業者です。三保ダム、宮ヶ瀬ダムを水源として神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市に水道水を供給しております、三浦市も横須賀市を通じて受水しています。

神奈川県営水道は、相模原市や大和市など、青で着色した、県内 12 市 6 町を給水区域とする水道事業者です。

神奈川県営水道は、昭和 8 年に平塚市や藤沢町など、青で着色した、1 市 9 町を給水区域とし、湘南水道として創設しました。昭和 15 年には、相原村（現在の相模原市）、大野村など、1 町 4 村に給水する相模原水道が創

設され、昭和 27 年に、神奈川県企業庁水道局が発足しました。昭和 29 年には、箱根町の一部にも給水を開始しました。昭和 30 年から 31 年には、二宮町など湘南西地区に給水を開始しました。昭和 30 年から 33 年には、大和町、海老名町、綾瀬町など県央地区に給水を開始しました。このように、神奈川県営水道は給水区域の編入を繰り返し、拡大され、現在では 12 市 6 町を給水区域とする水道事業者です。

三浦市は、昭和 50 年に「三浦市水道事業の県営水道への移管について」の要望書を知事、企業庁、県議会各会派に要望したことを皮切りに、現在でも県営水道への移管を要望し続けています。

移管を要望する理由は 4 つあります。

1 つ目は、「同じ水源をもつ水道事業者間の水道料金の公平性の確保」です。冒頭お話ししたとおり、三浦市は横須賀市を通じて神奈川県内広域水道企業団から受水しています。下の水道料金比較表は、神奈川県内広域水道企業団が供給している事業体の 2 ヶ月当たりの使用量を示しています。三浦市は 40 m^3 5,660 円で、一番高い料金になっており、公平性が確保されていません。

2 つ目は、「県営水道は市町村域を超える唯一の広域水道事業体であって、過去からそれぞれの市町からの要望を受けて編入を重ねてきた経緯がある」という点です。昭和 8 年に湘南水道として創設されて以来、市や町の要望を受けて編入を重ねてきた経緯があるなかで、三浦市は昭和 50 年から要望していますが、未だに実現されていません。

3 つ目は、「三浦半島では、4 大事業者である横須賀市を除けばすべて県営水道の給水区域である」という点です。鎌倉市、逗子市、また葉山町は県営水道の給水区域である中、三浦市だけ取り残された状況にあります。

4 つ目は、相模川水系の水源確保のため三浦市として応分の負担をしていると同時に、県営水道においても県の一般会計から負担している部分があり、この一部が三浦市民の負担となっているという点です。三浦市の一般会計繰出金は、平成 28 年度までで、42 億円となっています。この表は、神奈川県への要望等の経過になります。これにつきましては、資料 3 として事前に配布させていただいている。昭和 49 年には、三浦市区長会から県知事への「三浦の水道に関する要望」が提出され、これまで 22 回に亘り県水統合の要望、陳情等を重ねてきました。

また、県企業庁と平成 18 年度から 19 年度に三浦市水道事業研究会を実施し、引き続き平成 20 年度から 21 年度にかけては「移管を前提とせず、企業庁が主体となって三浦市水道の課題について検討を行なう」という形で検討会を実施しました。平成 22 年度以降は、企業庁と三浦市において国の制度の変化や経営状況などについて年 2 回の頻度で情報交換会を実施し、平成 29 年 7 月期から県政策局政策部土地水資源対策課水政室が同席しています。

県営水道移管の現状です。移管するためには、何が必要か、「三浦市水道事業に関する検討会」の中で、三浦市水道と県営水道を接続する形態が検討されました。その中で、三浦市への配水は、横須賀市の施設を利用した分水状態となっており、この分水状態を解消するため、移管前にかかる施設整備経費として、約47億円また、三浦市の施設を県営水道の施設水準にするためには、移管後の施設整備経費として、約92億円が必要と試算されています。

検討のまとめとしては、「三浦市域の経営収支が現在よりも悪化し、県営水道の経営に悪影響を及ぼす恐れがある」とされ、移管は実現していません。本市水道事業は、県営水道移管に関して、これからも粘り強く働きかけを行いたいと思っております。県営水道移管のための行動の是非について、ご議論いただきたいと思います。いかがでしょうか。

鈴木会長

説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

菱沼委員

これまで数十回に亘って県の方に要望をされているとは思うが、特に県議会に陳情とか請願されている経過がこの資料にもあるが、陳情、請願はきちんとした手続きを踏んでやると、当然県議会として採択不採択等の必ず答えが出来てくると思う。それからそれに先立って、県の企業庁が分からぬが、理事者側として見解が示されていると思うが、その辺どうなつてているのかをお聞きしたい。

鈴木会長

事務局お願いします。

事務局
(石井部長)

今まで我々が資料による調べを行い、こういう要望をしたという一表のようなものがありました。後は要望の写し等は出てくるのですが、完全に県の事務局側のそういう内容ですとかは当市の資料は今の所見つかっていないという状況です。

お恥ずかしい話ですが、今の所ここにあるものが、情報としては全てとなっています。

菱沼委員

県水に統合することは、直近の県域の図があったと思うが、県水に移管するには、当然県の送水管なりが来ていないといけないということだが、それが一番上かなと思うが、多額の費用47億円が必要であるという理解でよろしいか。

事務局

後ほど説明いたしますが、今現在、太田和まで神奈川県内広域水道企業

(石井部長)

団の施設が来ています。そこと三浦市を繋ぐために、今は横須賀の管を使わせていただいている。そこが分水状態であるということで、それを繋ぐためには47億円が掛かります。これも後ほど説明いたしますが、もう1つ別のルートで運んでいる水があります。それも横須賀の管を使用させていただいている。それも分水状態ということになっています。ここに示しているのは、前述した太田和調整池からの費用で試算しています。22年度当時の試算です。

菱沼委員

47億円というのは承知しているが、例えば県が横須賀の管を使って三浦市に供給するという考え方はないのか。その前提で断られてしまうのか。

事務局

(石井部長)

水を運ぶために、三浦市は横須賀市から分水という形で受けているが、他人の管を使っても委託契約なら第三者委託という形なら、もしかしたら分水にあたらないのではないかという国の見解は出ているようです。形態を変えることが1つの案であると聞いていますが、今の所は実現していない状況です。

菱沼委員

その辺の考え方の整理前の段階で、その可能性もあるのではないか。例えば川崎市に水道水供給する時、横浜市の管を使っているような記憶がある。もし間違っていたら申し訳ないが。自前の企業団の送水管を、太田和から直接三浦市用の管を布設しなくても良いのではないか。荒唐無稽な話かもしれないが、それに拘らずに、津久井からのルートというのも説明があると思うが、それに固執しなくとも出来ないのかなと思っている。

それともう1点は、県営水道にするには92億円が必要とあるが、以前に説明を受けているのかもしれないが、92億円というのは、私は初めて聞いたような気がするが、これまで2回の中でその様な話あったか。

事務局

(石井部長)

これまでに無い追加している内容です。

菱沼委員

92億円はインフラ投資なのか。それとも何か違う物なのか。県営水道の施設水準にするためにハード面でスペックが劣るから良い設備にしなくてはいけないので、資本的費用が92億円必要なのか。その辺を教えてほしい。

事務局

(石井部長)

移管のことだとすると配水施設の整備費、配水池ポンプ場の増設、老朽管の更新、量水器取替、また当時は三浦市が自己水源も使っていましたので、自己水源の逆浸透膜処理施設、そういうものに費用が掛かると試算しています。後ほど施設が強制でないことをご説明したいと思っていますけれども、そういうバックアップ的なものも含む費用です。

菱沼委員

県水に移管するには、地方自治法で三浦市の更に広域的な自治体が神奈川県で、これまでも説明があったが、県水のエリアが広がっているが、要望したら県はそれに応じなければいけないのか、或いは恣意的にというか任意で入れる入れないを選択できるのか、法的に義務付けはあるのか。

事務局
(石井部長)

現行の水道法では、水道は市町村単位でやるもののが原則であると書かれています。神奈川県が水道をやっているのは、今まで特殊な例ということです。そして、求めに応じてやらなくてはいけないか、ということについては、やらなくて良い。そこにやらなくてはいけないということは一切書かれていません。ただ現在、水道法が改正される動きがあり、そこでは企業としての県水ではなくて、今回27年度に神奈川県政策局政策部土地水水源対策課に水政室が設置されまして、その設置理由というのが、県内の水道の広域化に向けた新たな検討体制として設置するということになっておりますので、水道法の改正とか先に見据えた県の動きなのかなとは思っています。そういう動きもありますので、三浦市は昔から県水移管を要望していますので、我々としては県水移管の要望を続けても良いのかな、水源が遠く、今は神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の協力で水源も確保できているのですが、小さいというと4万5千人よりもっと小さい所もやっているということもあるのですが、あまりにも水源が遠い、皆さんのご協力を仰いでも、三浦市として将来的に水道事業をやっていけないということを考えて、このような提案をさせていただきました。

菱沼委員

この絵を見ても箱根町の一部は、県水で飛び地になっている。絵面で見れば管として繋がっていないのか、確かに包括業務委託か事業の一部を分割業務委託していたか。事情は違うが、離れているからとかそういうことは、あまり理由にならないのかなと私の個人的な感想である。

鈴木会長

ありがとうございました。他にございますか。

小谷野委員

全く素人で頓珍漢な質問だと思うが、まず1点が県営水道は図の青色の所に配水しているが、企業団というのは別でいいのか。川崎市、横浜市、横須賀市と三浦市も入っているが、まず青色で塗ってある県営水道が配水している基本的な設備インフラの費用負担は何処がしているのか。

事務局
(石井部長)

県営水道60年史など読んだ記憶ではっきり覚えていませんが、中には委譲を受けたとか買い取ったとの記述がありました。

小谷野委員

例えば、青色で塗られている各自治体は、財務適用だけ公営企業法を適用して自分たちで水道会計持っているのか。

事務局
(石井部長)
小谷野委員

持っていません。

神奈川県に水道料金を払って水道を使っているのであれば、それに対する管や設備、ポンプ所等は当然県が作っているのか。

事務局
(石井部長)
小谷野委員

県の企業庁が作っています。県の一般会計ではなく企業庁です。

企業団では無いが、神奈川県の公営企業会計で賄っているというのであれば、いつも疑問に思うのが、色々な経緯があったと思うが、そのようなインフラを何故三浦市が47億円や92億円を負担しなければならないのか。同じ県民でありながらサービスが受けられないという論拠が何処にあるのかが一点疑問である。もう一点は、三浦市も老朽管等の問題があるかもしれないが、滞りなく飲料水として使っている。それなのに、水が違うからということで、47億円や92億円という新たな設備投資をするということは二重投資で、行政全体からみると全く無駄な投資になると認識してしまう。今水道が引けているのに何故47億円や92億円というお金を新たに投資しないと県の水が飲めないのか。県は一般会計から公営企業会計に補助しているのであれば、県民としての今の三浦市に対して、県から補助をして水道料金の不公平を無くすという考え方もあるのではないか。そうすれば47億などの無駄な投資も不要となるのではないか。

事務局
(石井部長)

大きな自治体は、水源事故対策等を考えています。企業団の構成団体は、三保ダムの酒匂川の水を確保しています。三浦市は、水源事故対策等を考えることが出来ておらず、水源は宮ヶ瀬ダムや城山ダムから来る相模川の権利しか持っていない。災害時にも安定した供給が出来るようにしていく必要があると言われており、その費用となります。

小谷野委員

それは、災害対策等で今でも必要なものとしているので少し論点が違うと思う。県営水道への移管ということで費用が掛かるのであれば、神奈川県が高料金対策として、三浦市に補助金を出してくれれば良いのではないか。現状で水道が来ているのに、47億円などを負担して年数をかけて新たな設備を作り直すということは、社会全体から考えると無駄になるのではないかと思う。このような大設備投資をして移管をする方法論は、正攻法ではあるが現実的ではないと思える。それなら高料金対策で県から補助金を貰うことの方が、互いにメリットがあり現実的ではないかと思う。三浦市が負担できない投資が必要な設備を作る議論をこの審議会で続けるのは現実的でない気がする。

事務局

制度的なものも調べさせていただいて、補助金等の研究も進んでいない

(石井部長)

ので改めて研究させていただきます。事務局として提案させていただいたのは、長期的には水道の経営が出来なくなると考えており、40年来県水統合に向けて県に希望をしてきたものですので、県水統合が三浦市としての最終の目標とさせていただきたいということです。

小谷野委員

それは分かるが、今の最初の説明で言うと、県に移管するのにこれだけの莫大なお金が掛かる。一方、県水は三浦市を受けたくないと言っている。これでは、県水移管の話は前に進まないのでないか。我々審議会としても、時間が無い中でその議論にエネルギーを割くことはできないと考える。

星野委員

例えば、市として今迄はこういう様な要望の仕方だったが、先程議論したように、県全体の県民としての立場というか権利といつてよいのか、それをもう少し平等にしていくために、こういう様な考え方だとか、そういったことで、要望の内容を少し変えていく必要があると思う。単純に企業としての水道事業を考えれば、それは負担が多くなって費用がどうだという話になるが、その前に、今の話は神奈川県としての考えがあると思うし、その辺についての要望の仕方を考えてやっていく必要があると思っている。ただ、企業団等色々な立場の所があり、要望の仕方が統一して通らないという現実もあるので、その辺はまた考えるべきだと思う。

事務局
(石井部長)

平成30年5月31日に「三浦市営水道事業の問題解決に向けた検討会」という組織が出来ました。神奈川県政策局政策部土地水水源対策課水政室が事務局となり、神奈川県の企業庁、生活衛生課、市町村課に入っていたい、三浦市は上下水道部のほか政策課、財政課が入って検討会を行います。三浦市水道事業の課題の洗い出しということで、本日説明しているような内容、前回から時期が空いたことで前回説明した内容もありますが、その内容は説明をしました。ただ、まだまだ三浦市は検討が甘い、内部的な改善策もあるだろうということで、今後、我々が検討会の皆様に納得いただく資料を作らなければいけないと思っています。また、そういう組織が出来て、2年間という期限が切られていますが、そこでどういう解決方法があるのかということを見出して行きたいと思っています。

鈴木会長

他にございますか。

草間委員

県営水道への移管については、これまで色々な要望、議会としても出している部分はあるが、なかなか上手くいかない。例えば、三浦市の場合は水道会計があることが県営水道移管についての足かせになっている可能性というのはどうか。これまで、水道会計があつて自分で経営をしてきて赤字になったから県営水道に移管してくれという様な部分で、ほかの所は、

別会計は無いと思うのだが、そういった部分はどうか。

事務局
(石井部長)

水道をやるには、公営企業会計にしなければいけないと法律で決まっていますので、水道会計を持つということは、水を給水する上で当たり前というか義務となります。赤字になっていたかというと、遠い昔はもしかしたら一般会計から繰入ということをしていましたかもしれません、県水統合のそもそもその理由は水源が無いということから来ています。これも後から説明しますが、水源施設増強費等を充当して今まで何とか経営をやってきました。県営水道移管に対して水道会計があるから足かせということにはならないかと思います。

草間委員

市が出来た時に県の方でそういった部分もやってもらったから県営水道というのが広がっている部分もあったと思うが、三浦市はある程度、市としても企業会計が持てる部分があったということはないか。

事務局
(石井部長)

水道事業をやらざるを得なかったからです。経過から見ると、三崎下町の戸戸は塩水で飲み水として不適切でした。昭和9年に水源を高円坊に見つけたことで、それを引橋配水池、ワインザーハイムの前の所まで運んで給水し始めました。それからは、どんどん下町の景気が良くなり拡張を繰り返して市内水源だけでは足りずに、県水や横須賀市に面倒を見てもらい分水を受けるようになって行きました。市として飲み水を確保するということで、水道会計を作らざるを得なかったからです。

草間委員

最初は頼らなくても、自分の水で間に合ったということがあったと思う。それから、下町の三浦市の経営が良くなつた部分で、水道会計を作つて他から引っ張ってきたという部分もあるかと思うが、長い歴史もあり、これまで県営水道の要望を長い期間やつてゐるが、それが中々陳情、請願、先程言われたように、どのように審議されたのかという部分も残っていない。調べない、分からないという部分もあるが、どこかの委員会で審議をされてその結果も出ていると思うが、結局審議未了になつてしまつてゐる。議会が解散した時、任期が来た時に陳情、請願を出していないという状況だと思うので、しっかりとした委員会に、三浦市の状況というものをもう少し、切羽詰つていていう事を趣旨説明なりなんなりした中で、しっかりと陳情、請願を出していくべきではなかつたのかなとは感じる。

事務局
(石井部長)

皆さんに訴えかける資料も必要だと思いますし、そういうものできつちりとやらなければいけなかつたのだと思います。

草間委員

それから要望などを長年出しているが、結局水道事業研究会が立ち上が

り、それを何回かやっていて、それ以降も要望を出しているが、結局は検討会になってしまっている。検討会というのは検討するだけで何もやらないことに近いので、それだけ格下げになってしまっている。その間、もう少し親身というか三浦市の将来を考えてしっかりと要望活動が必要だったのかなと今になってみれば感じる。検討会となった時点で、これはちょっと県水では難しいのかなと感じているが、その辺は。

また、前は研究会で色々な議論を何回かやってもらった部分から、検討会というのはどのようなものか。

事務局
(石井部長)

平成22年に行ったのは、最初に移管を前提としない検討会という事が付いています。検討するために移管は前提としていないという事です。その中で色々と問題点を洗い出しています。今回は、移管を前提とするとも、しないとも言っていません。課題の整理を、もしかしたら三浦市の他の生きる道を見つけることになるかもしれません。

小谷野委員

先程の説明の中で県の水政室という新しい組織が出来たという説明の中で、打合せをした時に県が「まだまだ甘い」と言っているということでしたが、今までいろいろな説明を聞いていますが、歳出面については、相当な努力をされていると思う。人員も減らしており、それを削っても現実の赤字幅が広がっていくことの歯止めになるような大きな工夫はないと思うが、神奈川県も甘いと言っている根拠が無責任ではないかと思っている。何が甘いと言っているのか。

事務局
(石井部長)

我々があまりペーパーで示せていないというのもあると思います。技術力のなさなのか職員レベルの低さなのか。

小谷野委員

こんな立派なペーパーを作っているじゃないか。

事務局
(石井部長)
小谷野委員

もっと指標等をきっちりさせる必要があります。

当事者じゃないから簡単に言っているので、本当は大変だと思うが、先程からの説明でも「お水を分けていただく」とか、そういう姿勢は必要ないのではないか。あくまでも同じ自治体で、必要な経費については負担金を払っているし、横須賀市に対してだって受水費を払っているし、そこは同じフェアな立場で話せるのではないかという気がする。資料が足りないからとか、甘いとかどういう所なのか具体的に聞いて、それが出来るなら出した方が良いと思う。決して気楽に言うつもりはないが、打ち出の小槌の様に逆さにガラガラっとやると、「なるほどこれならば」というものが出来るような状況ではとても無いということは一目瞭然ではないかと思う。そ

れを県が言っているという事については、遠慮なく喧嘩をしろという事ではなく、県に対して頑張って主張して問題の本質を理解してもらう事と、2年間しか無いと言っていて、今回の資料でも31年度からは繰出金と書いてあるので、赤字補填の補助金の様なものを出さざるを得ないという話を進めていくにしても、2年も待てないような状況にある中で資料を作らなくてはというのは、時間のロスになってしまないので、もっと本質論で遠慮なく議論する方法もあるのではないか。県に伝わっていないのではないか。今までの説明を聞いていても遠慮がちだと思う。同じ県民ですから。過去に苦しい時に言わないで、苦しくなってきてから言ってきてなど言われるかも知れないけれども、それは昔のことですから。今からでも良いから、こういう状況なんだということを堂々と主張した方が良いのではないか。少なくとも主張だけはした方が良いと思う。

鈴木会長

胸を張って堂々と普ッシュしていただくようなことで検討いただきたいと思います。他にございますか。

石橋委員

古い資料になるが「神奈川の水源環境を考える」という、平成13年だから大分前のものになるが、こんな課題がありますと、水の利用と水資源でこれから課題ということで、水を永続的にすべての県民の共有財産とするためには、水源の環境保全の事が一つ書いてあるが、その次に「水を利用する県民すべての問題として取り組みを進める必要がある」とあり、「上流、下流、水源に近いところなど、色々な条件の場所に市町村があることも含めて連携が必要だ」というのが、神奈川県の昔のパンフレットを引っ張り出して歴史を見ていた中に記載がある。小谷野委員がおっしゃっていた、県営水道になれば良いなどずっと思ってきたが、本当にそうなのかなというところも含めて、この47億円、それから92億円というお金は、誰が何を元に計算したのか。三浦市で計算したのか。

事務局

(石井部長)

石橋委員

三浦市で計算したのでは無いと思います。

三浦市民は神奈川県民でもあるのだから、要望の仕方もきちっと考えるとか、分けてもらっていると言う事ではなくて、三浦市に住んでいる県民の水を守る。余りにもその負担が他の市町村と差があつてはいけないし、同じ様な状況で同じような条件で水が供給されるにはどうしたらよいのかということを、市民も考えるし、神奈川県民全体にも県内にこんな街があってこんな状況だということを、もっと知つてもらえるように伝えていくことが必要だと思う。

鈴木会長

ありがとうございました。他にございますか。なければ次に進みます。

議題3 「中期的な経営のあり方について」のうちまずは、資料4受水費の削減に向けて事務局より説明をお願いいたします。

事務局
(鈴木課長)

ここからは、中期的な経営のあり方について、当面の問題解決の他に、水道事業がどのようなことを行っていく必要があるのかをご議論いただく説明をさせていただきます。冒頭に、部長から説明させていただきました何か経費削減に向けて行動できることがないかと模索していた答申案に結びつく事業の説明となります。それでは議題3中期的な経営のあり方について説明いたします。事前に一部を紙で配布させていただきましたが、ここでは、それを含めてスクリーンで説明いたします。

それでは、「受水費の削減に向けて」について、説明いたします。スクリーンをご覧ください。

まずは、三浦市の水利権について説明させて頂きます。水道事業を行うためには水利権が必要です。三浦市は、城山ダム、宮ヶ瀬ダムを水源として、相模川から取水する3つの権利を横須賀市を介して持っています。

1つ目の水利権は、①の緑色実線で示した城山ダムを水源として、寒川取水堰で受水し、小雀浄水場、田浦配水池、長沢配水池等、横須賀市等の施設を利用し、津久井浜で受水する相模川高度利用事業（I）です。浄水換算で1日最大1,500m³の配分水量の権利をもっています。水を運ぶに当たり、横須賀市等の施設を延々と利用しています。

2つ目は、②の青と緑の破線で示した宮ヶ瀬ダムを水源として、寒川取水堰で受水し、小雀浄水場、田浦配水池、長沢配水池等、横須賀市等の施設を利用し、津久井浜で受水する企業団寒川事業です。浄水換算で1日最大14,500m³の配分水量の権利をもっています。こちらも水を運ぶに当たり、横須賀市等の施設を延々と利用します。

3つ目は、③の青実線で示した宮ヶ瀬ダムを水源として、企業団の相模大堰、綾瀬浄水場、太田和調整池を経由し、横須賀市の施設を利用し、武で受水する相模川建設事業第Ⅰ期です。浄水換算で1日最大13,300m³の配分水量の権利をもっています。こちらの場合、企業団の太田和調整池から分水されるので、横須賀市等の施設の利用は短距離で済みます。太田和調整池は、横須賀市、三浦市に宮ヶ瀬ダムを水源とした浄水を供給するため企業団が建設した施設です。

三浦市は、今迄説明した3つの配分水量の権利を持っています。表-1の、それぞれの水利権ごとの1日当たり配分水量、年間の配分水量、受水量については、平成28年度の決算数値です。受水料金の現状については、この3つの事業を利用して横須賀市と契約を結んでいます。表-2に契約の内容を示しております。平成28年度決算で受水料金は、基本料金、従量料金合わせて約4億9千万円です。

次に将来の受水料金として、「企業団の供給単価で受水できたら」につい

て説明します。企業団の構成団体は統一料金制をとっており、給水区域内又は自己の施設でこの単価で受水することができます。しかしながら、三浦市には受水地点がなく、他市の施設を利用しなければならないことから、統一料金制のメリットを受けることができません。表-3は、三浦市が企業団から直接受水できた場合を三浦市独自に試算したものです。この場合、受水費は約3億6千万円となり、現行の受水費が約4億9千万円であることから、その差額の約1億3千万円の受水費削減が図れるのではないかと考えています。

相模川水系建設事業第1期と寒川事業の受水は、将来、横須賀市と共同で建設した施設を使用する予定ですが、そのうちの黄色で示した横須賀三浦共同施設1・2工区が未整備となっていることから、企業団から直接受水することができません。この施設整備に対する三浦市の負担は約27億円ですが、今の三浦市ではこの負担はできません。

平成11年11月、企業団及び4構成団体が協議した結果、安全な水の安定供給に支障がないと判断されるまでの間、相模川水系建設事業第2期の計画を策定せず、神奈川県等が所有している既存の寒川取水施設などを企業団が暫定的に使用して、構成団体に水道水を供給することとなりました。このことにより、三浦市は寒川取水堰から長沢配水池まで横須賀市などの施設を利用しなければ、寒川事業の受水ができなくなりました。

三浦市は、こちらに示すとおり、すでに宮ヶ瀬受水関連施設として、黄色実線で示した横須賀三浦共同施設3・4工区、また、赤色の実線で示した三浦市単独施設の整備が完了しています。しかしながら、黄色実線で示した横須賀三浦共同施設3・4工区の上流部に当たる黄色破線で示した共同施設1・2工区が未整備となっていることから、それより下流にある施設が有効利用されていません。共同施設3工区は、計画量27,800m³のうち使用量は6,650m³となり利用率は23.9%です。4工区の使用量は0m³で利用率は0%です。三浦市単独施設にあっては、計画量14,500m³に対し使用量6,650m³で利用率は45.9%となっています。このとおり、施設整備に投資したもののが有効利用が図られていません。

この表は、宮ヶ瀬受水関連施設の金銭的な面を表しております。建設費は三浦市負担分が約43億円で、企業債を利用して建設され、利子を含め、約67億円となります。平成5年度から平成29年度までに企業債利子を含め、約46億円の現金を減らしています。本市としては、整備した横須賀三浦共同施設3・4工区及び三浦市単独施設整備に係る起債償還と、予定している共同施設1・2工区が完成していないことから、企業団からの受水費のほかに横須賀市などの施設使用料が必要となり、二重の支出となっています。今後も毎年2億円以上の現金を減らします。

この図は、打開策として暫定的に受水経路を変更することにより、横須賀市施設使用料を削減できないか検討したものです。黄色実線で示した共

同施設3工区4工区、赤色実線で示した三浦市単独施設を有効利用するため、赤色破線で示した既存施設を改造し、横須賀市の施設利用率を削減することで、企業団から直接受水する価格に近付けるものです。これは、本市水道事業が昭和38年に武山配水池から高山配水池まで布設した既存送水管Φ500mmの一部を利用し、一騎塚交差点付近において、整備した横須賀三浦共同施設3工区に接続するものです。この改造工事には約2千万円必要と試算していますが、実現すれば建設した施設の利用率が向上します。

これは現況の受水経路です。検討した改造工事により、寒川取水堰を介す②の寒川事業の経路から、相模大堰を介す③の相模川水系建設事業の経路の水を受水することが可能となり、城山ダムから長沢配水池までの横須賀市施設使用料が削減され、受水費は約4億2千万円になると想定しています。現行の受水料金が約4億9千万円であることから、その差額約7千万円の削減が可能と考えています。

ただし、これらの試算は、あくまで本市水道事業が独自に考えたものであり、実現するためには、横須賀市をはじめ神奈川県内広域水道企業団及びその構成団体である神奈川県、横浜市、川崎市の理解と協力が必要であることから、今後そのための働きかけを起こしていきます。

中期的な経営のあり方について、受水費の削減を目指し行動していくこうと考えています。皆様のご意見を伺いたいと思い、提案させていただきました。このことについていかがでしょうか。

鈴木会長

説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

小谷野委員

事前に頂いたペーパーで見させてもらったが、私は素人で、今まで改めて口頭で説明してもらったが、よく分からぬ。横須賀三浦の3工区、4工区というのは稼動していないのか。

事務局

(石井部長)

ここに山科台供給点がございまして、神奈川県内広域水道企業団の施設です。三浦市は、将来計画的にここで1・2工区を作られる予定であったために、横須賀市と共同でこの管も作っています。将来的には三浦はこういうルートで。

小谷野委員

将来的というか、横須賀三浦3工区と4工区というのは、今現在稼動しているのか。

事務局

(石井部長)

稼動しています。

小谷野委員	その管に入てくる水は、赤色破線で表しているのか、それが良く分からぬ。
事務局 (石井部長)	本来は、ここ赤い破線の位置は横須賀市の施設があります。その横須賀市の施設を使って、今は 13,300 トンという、三浦市の水の半分弱を受けています。それを赤色破線から黄色実線を経て赤色実線のルートで 6,650 トン受けています。もう 1 つは、赤色破線に既存の施設として送水管がこれと平行して三浦市の施設があります。そこを利用して、赤色破線で三浦市に入ってくるルートがあります。ただ、黄色破線が完成していません。1・2 工区は本来大きな管を入れる所、まだ小さな管しか入っていないので、全量が運べていないという現実があります。山科台供給点から 1・2 工区と 3 工区の接続部分に繋がっていないという問題があります。
小谷野委員	現在、これから先も三浦の人口が減っていくことが予想されて、給水量が伸びるより下降していくという状態の中で、その矢印の赤色一点鎖線の所の管径が細くて水が来ないので、大きくしたいという理由は何か。
事務局 (石井部長)	大きくしたいというより、企業団の施設と直接結びたいということを言いたいのです。
小谷野委員	でも今は別の管で結ばれていなか。
事務局 (石井部長)	横須賀市の管で結ばれています。
小谷野委員	横須賀市の管で結ばれているのに新たにお金を掛けて管を作る設備投資をして、また将来の起債を起こしてやっていくと負担が増える。
事務局 (石井部長)	設備投資をしたいというのが目的ではなく、2回目の審議会で「過大投資は無いですか」というご質問を受けて、その時は「無いです」というお答えをしていますが、実はここにあるのではないかということです。
草間委員	3・4 工区は工事をやって、1・2 工区は何故やらなかったのか。投資したのに。その理由が分からない。
事務局 (石井部長)	水需要が県域で落ち込んできていることです。
星野委員	誰がやる事業ですか。
事務局	1・2 工区は三浦市と横須賀市でやる予定でいましたが、水需要が減っ

(石井部長)

ていることですか、宮ヶ瀬全体の事業を半量位で各市が持っている既存の施設を使って給水した方が安いという事などがありまして、企業団も構成団体も投資を止めてしまっています。

小谷野委員

横須賀市と三浦市の事だから他の団体は関係ないでしょう。

星野委員

横須賀三浦でやろうとした所を何の都合でやらないのか。

草間委員

例えば横須賀三浦でやって、横須賀はもうこれを繋ぐ必要がない部分が出てきているのか。

事務局

既存のバックアップ機能です。

(石井部長)

星野委員

それは横須賀としては、必要が無いですよね。

事務局

そうです。バックアップ的に使っています。横須賀は南に来ると圧倒的に使用量は少ないです。

小谷野委員

専門知識を持っているから、素人には分からぬのかもしれないが、今敷かれているものでも需要は満たしていると考えても良いのか。1・2工区のこれから作ろうとして今止まっている所について、別の管が通っていて、3・4工区の管に繋がっていて、給水されているという説明で良いか。供給されている量は、三浦市も横須賀市も今は需要は満たしていると考えて良いのか。

事務局

別ルートも含めて満たしています。

(石井部長)

小谷野委員

1・2工区は、今やらなくても良いならやらないで良いという見直しをしたという考え方なのか。今、多額の設備投資をして、いざという時に余裕をもって出せるような設備にしておけば、何かの時に役に立つだろうという、財政的余裕がある時にはそれも1つの考えだろうけど、こういう時代で水需要も減ってきてている状態では、あえて今やらなくても良いと、やる時になればいつでもやるから既存管を使っておけば良い、ということで計画を先送りしているという事でよろしいか。

事務局

はい。

(石井部長)

小谷野委員

それならそこを改善するとか、考える余地は何もないのではないか。三浦市独自でやっていこうという説明のはずだが。

事務局 (石井部長)	三浦は平成5年から46億円のキャッシュを減らしています。三浦の経営が悪いのは、ここにあるのかなという資料です。
小谷野委員	それはもう既に起債を起こしたやつの償還だから、今更。
事務局 (石井部長)	これからも2億ずつ減らしていきます。
小谷野委員	何で減らせるのかが分からなくなる。
草間委員	横須賀の分水を減らすから。今の既存の1・2工区をやらない状況で、これから三浦市の100%その管から企業団から100%は受水できないということ。不可能ということでしょう。だからストックをちょっとしたいと。
事務局 (見原G.L.)	水利権の話になりますが、分水状態を解消しなさいという通知が厚労省の方からありました。
事務局 (石井部長)	何が言いたいかというと、そういう無駄な投資もありますが、最終的にはこのルートで三浦市は全量を取る予定でした。しかし、そうなっていなければこのルートに対する費用負担をしなければいけません。2個の投資が必要になっています。三浦市の様な小さな団体は、2個の投資に対してお金を出し続けることは、私は無理だと思っています。企業団の単価というのは基本料金と従量料金でやっていて、寒川という既存施設を皆さんのが利用してやっているので少し安めで、このルートは高い料金設定にはなっていますが、企業団の施設がせっかくあるので、皆さんの協力を得て、こういう値段で横須賀市の施設使用料を省けないでしょうかというご相談をしたいと思っています。
小谷野委員	そこが分からなくなる。企業団からの管が引けていて、水を受け入れる体制になっているように聞こえる反面、そうではないみたいな説明である。
事務局 (石井部長)	なっていますが、権利としては先ほどの権利には3つあると言いましたが、どのルートで来るかと言う事が権利に含まれてしまっています。
小谷野委員	裏返すと横須賀から受水しているものを断ると、横須賀から今まで分けていたのに何を言っているのかとなるのか。単純に言うと、もう管は引けていて、水がそこから受けられるので、企業団の単価をただ安くしてもらえばという事であれば、企業団との交渉事だけが問題になると思うが。

事務局
(石井部長)

後は、構成している団体がありますので、そこが結局企業団に対して金銭を出しています。

小谷野委員

3・4工区の話から、ダブルで受水費を払っているから何千万円かが浮くという説明は必要か。

事務局
(石井部長)

要らないと言う事ですか。

小谷野委員

要らないのではなくて、何でその必要があるのか。結論的に水道部で考えていることは、企業団の青線で引いてある所が、もう既設になっているから、そこから水を貰えて、なおかつ交渉して片一方の17円30銭の単価と36円80銭の単価をもう少し下げてもらい安くすれば、非常に安い今でも受け入れる体制になっているのか。

事務局
(石井部長)

なっていません。

星野委員

結果的には、来る水の量は同じ。それなのにコースが変わると単価が変わる。そこが分からぬのだと思う。結果は同じなのに、何でコースが変わると単価が変わるのがというのを説明した方が良い。

事務局
(石井部長)

まず権利によって、例えば青ルート3つの権利といったのが、城山ダムから利用する1のルートがあり、1の1,500m³が相模川高度利用事業Iであり、横須賀、神奈川県、川崎、横浜が持っている権利です。企業団とは関係のない権利です。それが今は横須賀に払わなければいけません。当然、横須賀を通る施設で横浜の施設も利用して、横の緑のルートから入ってきますので、横須賀の管の使用料として払うものです。もう1つは、宮ヶ瀬ダムの権利があり2の寒川事業という破線のルートから来ているものがあります。これが1日14,500tであって、これは暫定的に神奈川県、横浜市や川崎市の施設を利用して、企業団が各事業者に水を配る事業になっています。もう1つここから青のルート3になりますが、これは相模川建設事業第I期があり、宮ヶ瀬ダムを造った事により新たに色々な施設を造った事業です。当然、建設費等は新しい運用ですので利用料は高くなり、基本料金が高い部分になります。暫定事業分とは、神奈川県が持っている施設、横浜市、横須賀市が共同で持っている施設を利用して来るので、基本料金は安いですが、三浦には横須賀市の施設を使って来るので、その施設使用料は加算されます。その3つのルートが入って来ているので、何とか三浦市扱い分で、企業団から直接受水できる単価で供給してもらえないかと思っています。

草間委員	その前に、3のルートだけにできるのか。寒川も城山ダムも使わない事は出来るのか。それを前提に議論しないと。
事務局 (石井部長)	していただきたいと言う事です。
草間委員	できる可能性はあるのか。
事務局 (石井部長)	可能性はあると思っています。
草間委員	3だけにしたい、料金は高いけれども、今まで横須賀市に払っていることを考えれば、それ1本で100%受水できれば将来的にはその方が良いと。その前に1番・2番を削ることはできるのか。権利を放棄して。
事務局 (石井部長)	放棄という考えはしていないです。何とか弱者救済的に。
草間委員	弱者救済的なら県水道に訴えるべき。それもできない、中々厳しい。今議論して3番の所を出して、100%給水できるような形にしても、1番・2番を削らなければ何の意味もない。それは県に、城山ダムの権利があるとか、水利権があるとかを全部放棄して3番だけにできるのかという議論をしなければいけない。そもそも、本当にできるのか。100%無ければ、今ここで議論しても何の意味もない。
事務局 (石井部長)	何とかこういう活動を行わないと、三浦市は生き残れません。
草間委員	それこそ、1番2番のルートを無くす事のハードルがあるのではないか。
事務局 (石井部長)	ハードルはあります。
草間委員	横須賀市だって三浦市からのお金を当にしている部分もあると思う。
小谷野委員	草間委員がおっしゃった3番のルートは、三浦市の全需要を満たす給水が出来る状態になっているのか。
事務局 (石井部長)	今はなっていません。
小谷野委員	ハード面で出来ていないとの事だが、それについては、新たな設備の投資は出てくるのか。
事務局	三浦市の施設を使えば、2千万円位でできると思います。

(石井部長)

小谷野委員

草間委員

事務局

(石井部長)

小谷野委員

事務局

(石井部長)

小谷野委員

事務局

(金枝課長)

草間委員

事務局

(金枝課長)

草間委員

既に迎えられる状況になっているのか。

20億が2千万円で出来ればその方が良いが。

武山配水池等横須賀の施設を使わないといけません。全部は解決する訳ではないです。

全部ではなく部分的にも経費を削減する方策を議論しているので、3番のルートに新たに2千万円の設備投資をすれば、企業団の水を100%受けて三浦市の需要を全部賄えると考えて良いのか。

需要は賄えます。権利が大きく出ているので全量は実際問題厳しいです。

もしそうだとすると、1番と2番のルートを交渉して横須賀市に辞めますと言った時に、三浦市が契約上負担しないといけない事というのは、三浦市がこれだけ需要がありますから、例えば、横須賀市だけなら100mmの管で良いが、三浦市が入ることで130mmの管にする分のお金が余分に掛かるので、そういう負担があるのではないかと思う。その初期投資の三浦市のために余分に払ったお金を負担するだけで、後は一切施設を使わない、水を取らないということにすれば可能か。そうすると、少なくとも管が1本になって、残り2本分の維持経費が浮くと思う。微々たるものか分からないが。

この案が実現出来る、出来ないは、横須賀市にお話をさせて頂いていない段階です。我々が何をしなくてはいけないのかと言うと、今までこういった議論がなされていなかったので、当たって砕けろではないですが、こういった相談をさせていただいた時に、もしかしたら他の案が引き出せるかもしれないと思っています。

当たって砕けろなんて、そんな事はあり得ない。政策的な物を持って行かないで、向こうが納得する訳がない。

そういう意味で、受水費を下げる何か1つの案はないかという事で出させていただきました。

三浦市の場合は、将来的に7万人を目指しての水道事業をやってきた訳だが、今になって4万5千人だから後3万人削りたい。横須賀市の今までお世話になった部分は削ってしまって企業団の1本2千万円を掛けねば賄

える。そうすると、当然政策的な7万人の給水量は満たせない。それは、放棄するしかないと思うけれども、それも踏まえての部分もあると思う。

事務局
(石井部長)

草間委員

小谷野委員

水利権の放棄というのは、どのような事ですか。

違う。水利権の事では無い。将来的な政策的なものがあったと思う。それを見据えて7万人で、3ヶ所から給水の方法を模索してきた訳だ。でも、ここになって1・2工区を20何億掛けて7万人の分を確保しなくとも、現在使っている給水量の100%を確保するだけならば、20何億掛けなくても3番だけで行けるから、こうして行きたいという部分だと思う。違うか。

草間委員のおっしゃるとおりだと思う。この審議会で、極端に言うと素人相手に良い知恵が出ると言うのは、想定が付かない。むしろ、進む方向として提案型でないと、ここで揉んで何か知恵を出すのは、中々時間的にも知恵としても出ないと思う。そこは理解していただかないといけない事と、くどいようだが、今の1本にした時に、初期投資で横須賀市に管でもポンプ所でも何でも良いですけど、そういうのを三浦市の分だけ大きくした分の負担だけを返していくば、横須賀市としてはその管は必要で使っているのだから、ある意味では文句無いのではないか。そうすれば維持管理に掛かる経費は出さなくて済むはず。横須賀市内の管などのそういう事を考へるというのは事務局の考へではないか。ここで俯瞰的な図面を見て、こっちがこうと言っても、それが希望的に言っても、今日も時間が無くなっている。

草間委員

宮ヶ瀬一本にした場合に、例えば、宮ヶ瀬に事故があった時に給水ができなくなる。そういうリスクも無いとは限らない訳である。そういうリスクも踏まえて、将来的な市の政策として打ち出さなければいけないと思う。1・2工区を、ある程度市として予算をかける。例えば、これから政策人口を4万5千人維持していく中で、それだけの給水量を確保すれば良いという考え方を持って、政策的な部分で設備投資をする事を示して、後は、横須賀市にこちらの方を廃止したいとか、寒川の部分についても廃止していくなど、そういうお願いをしていかないといけないと思う。それをこの審議会で、政策を打ち出してくれと言う方向に持っていくのか。その辺については良く分からぬが、市の政策として審議会を立ち上げているのか。そこら辺は、どういう方向性に行きたいのか。

小谷野委員

少なくとも我々だと、検討の余地があるという付帯意見で出すしかなく、それをこういう様にやるべきだと言う論は、我々では三浦市の市民の命を預かれないから、それは無理だと思う。

事務局

(石井部長)

草間委員

当初遅れた理由で説明しましたが、値上げだけでは難しいです。

事務局

(石井部長)

草間委員

値上げを前提に議論するのは、審議会まで立ち上げる事は無いと思う。値上げというのは、一言で言うと基幹産業に影響する。市民の負担も増えるといくら景気が上向きになっていても、市民全体の景気が上向きになっている訳がない。これまででも2番目に高い料金をずっと払ってきた。その上、また料金が高くなることは、納得してもらえないと思う。例えば、値上げをしたいけれども、それならば将来的に三浦市はこういったことを今企画検討している。何年後には、それを実現して費用を下げたい、下げる予定であるというものが出て来なければ、市民は納得しないと思う。

現実的にそういう活動をして何とか安くしたいと言う行動計画でしかないと思います。

でも、値上げをしました。それでは何も進まない。また、値上げをしなければいけないと言う悪循環になる。値上げをする理由としては、ある程度の政策的なものを踏まえて、今後何年間で整備し単価を下げる様な方向性を持っていきますという政策が無ければ、市民や我々も納得できないと思う。とにかく3番だけにする事は、我々は良いと思う。それが実現できれば。

菱沼委員

私も難しくて分からぬ事が多いのだが、既存施設の改造が2千万円で済むというのは、その三崎線にある太い点線の点斜線の所とその下の細い点斜線を合わせたものでよいか。

事務局

(見原GL)

菱沼委員

この黄色い所で、並行して管が走っています。

既存のものがあるのか。

事務局

(見原GL)

菱沼委員

20m位ですが、そこで接続すると横須賀の武山配水池から出ている管がずっとといっています。この管と黄色い管を接続するという事です。

草間委員

既存管は使わないという事か。

事務局

(見原GL)

菱沼委員

そのまま使うこともできますし、両方に供給することもできます。

分ける事もできる。上の太い点斜線の所は、横須賀市との共同管か。

事務局 (見原G.L.)	これは、横須賀市の管です。既存の太いのは横須賀市の管です。細い方の管は一緒に並行で入っています。
菱沼委員	先ほどのやつか。それは触らないのか。
小谷野委員	それを使うのか。
事務局 (見原G.L.)	この細いのと黄色を接続します。
草間委員	所々の赤く太いのは、どういう意味か。
事務局 (見原G.L.)	これは、横須賀市の管です。現在は、これで供給されています。
菱沼委員	2千万円で飛びつくけど、この問題点というのは、例えば横須賀市の了解とか企業団も絡むのか。
事務局 (鈴木課長)	コース変更にあたっては、相談しなければならないですし、水利権は3つありますが、その関係でやはり企業団、それから構成団体の方に、その辺の説明をして理解を得られないといけません。
菱沼委員	話を戻すが、長期の話になると県水に移管する場合、こここの線が問題になってくる。太田和調整池からずっと。長期と中期を混ぜると、二重投資の計画になる。2千万円を掛けてこれで済むとなると、将来県水への移管は考えないのか。県水への移管を考えれば2千万円の投資はしない。
小谷野委員	県水の移管は大分先。一緒に考えれば無駄になるかもしれないが、二重投資としては2千万円という額は小さい。
事務局 (見原G.L.)	三浦が使っている管自体が昭和38年の管になりますので、老朽化という話もあります。接続してもずっと使えるかというと、それも少し心配な所もあります。
小谷野委員	その話は、また紛れてしまう。どんな形であろうと老朽化したやつは、直さなくてはいけない。
事務局 (見原G.L.)	今ここを繋いで受水料金を安くしたいというのが事務局側の主旨です。
星野委員	その時に問題になるのが、先程の横須賀市と企業団。どちらにしても、その了解は取らないといけないはずである。何処の方向に行ったとしても。

小谷野委員

先程草間委員が言われたが、1つ大きいのはリスクヘッジで、1本に絞ったことが良いのかということを腹括らないといけないというのが1つある。三浦市民の安全と言う事で。それと2点目は、横須賀に代表される、今まで負担してきて、一緒に負担するという約束だったものをどうやって解消できるかという問題である。それは、ここで議論しても相手のあることだから、逆に戦術をどうやつたら良いかというのを皆さんと考えてほしい。ただ、少なくとも私の意見になるが、審議会として言えるのは、「検討の余地がある」という所までで、断定的に「そうすべきだ」と言ったら皆さんの方でも市長が答申を受けて、すべきだと言ってそれを無視することは中々難しいと思う。

星野委員

例えば、横須賀市と協議に入る時に、この審議会の意見があつた方が協議しやすいのであれば、それを使ってもらった方が良いと思う。県水に行くにしても、きっかけとして、これを検討した方が良いという意見があつて、それを持って行ってみるというのは、その結果が無いと次の段階にいけなそうなので、そういう事は必要だと思う。

事務局
(石井部長)

例えば、ここについてもそういう検討の余地がある。施設の利用率が非常に悪いです。有効利用を図るのか、キャッシュを確かに減らしているのも事実です。これから答申を出しますが、その利用率を上げて、そういう受水費を下げる検討の余地があるという意見もあると思っています。検討しろと言つてくれれば交渉も含めて検討になるのかとは思います。

星野委員

先ほど、県水との関係についてご意見いただいたように、いただいているとか、そういう思いは多分あると思う。でもそこは、そういう考えではなく同じ県民であることを意識して、もう一度協議しなさいという事は必要だと思う。横須賀市、県水、企業団に対しても改めて大変だとは思うが、そういう気持ちで協議してほしい。

鈴木会長

ありがとうございました。他にございますか。なければ次に進みます。
議題3「中期的な経営のあり方について」のうちまずは、資料5施設の強靭化・ずい道配水池に事故ある時の影響範囲について事務局より説明をお願いいたします。

事務局
(鈴木課長)

施設の強靭化・ずい道配水池に事故ある時の影響範囲について、事前に配布させていただいた紙の資料を基に説明いたします。資料5をご覧ください。

第2回審議会において、ずい道配水池に事故等が生じた場合の代替策が無い事について、ご指摘いただきました。

図面のほぼ中心、赤色で着色したずい道配水池は、横須賀市の長沢配水

池から津久井水系送水管 ϕ 600、そして武山配水池から武山水系送水管 ϕ 500 により受水しています。貯水量は 20,000 m³です。更新計画では当面改築の予定はないとしていましたが、災害や事故により配水池としての機能を失った時、ずい道配水池の以南、着色した範囲への配水ができなくなります。

他の配水池には改築計画や事故ある時の代替策が図られている中で、このずい道配水池には改築計画や代替策がありません。このことから、将来的な災害や老朽化による漏水等に対処するため、次回、平成 35 年度以降の更新計画には、このずい道配水池に事故あった時の対策を盛り込みます。

施設の強靭化として、ずい道配水池に事故があった時の対策を次期更新計画に盛り込むことについて、皆様のご意見を伺いたいと思い、提案させていただきました。このことについて、いかがでしょうか。

鈴木会長

説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問・ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

小谷野委員

私自身の結論めいた言い方になり申し訳無いが、今の問題については、当然やらなければいけないものは、やらないといけない。ただ過去からの経過を見ると人口の問題は、基本、全国でこんなに減少するとは想像できなかったからやむを得ない部分もあるかもしれない。過大設備を往々にしてやってきた恐れがあるので、二度と無い様な事をやってもらいたいというのが私の審議会の委員としての意見である。

鈴木会長

ありがとうございました。他にございますか。なければ次に進みます。
議題 4 「当面の課題解決について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局
(鈴木課長)

ここからは、議題 4 当面の課題解決について、すぐさま料金改定の行動をするべきか、その前に何かやることがあるのか等委員の皆様でご議論いただきたいと思います。

資料 6-1 更新計画表

資料 6-2 老朽管更新箇所図

資料 7 現金流出の推移を簡単な方法で算出し、過去からの宮ヶ瀬受水関連施設の投資が今の経営にどれだけ影響しているのかを示す資料

資料 8 水道料金改定率と一般会計繰入金と使用者への影響額を示す資料

資料 9 県内事業体の料金比較と料金体系

資料 10 給水量が減っていることを示す資料

資料 11 市内の景気が下降傾向にあることを示す資料

を、まず事務局で順番に説明させていただき、このことを踏まえて委員の皆様でご議論いただきたいと思います。

資料6について説明いたします。スクリーンをご覧ください。事前に一部を紙で配布させていただきましたが、ここでは、それを含めてスクリーンで説明させていただきます。後ほど説明させていただく財政計画に反映される、更新計画でございます。

資料6-1の更新計画表は、事前に配布させていただいたものです。平成30年度から34年度までの更新計画として、老朽管更新事業、基幹施設耐震化整備事業、(仮称)給水管補助事業、マッピングシステムの4つの事業を計画しています。表は、各事業における各年度の事業量、事業費を更新計画表として纏めたものです。各事業について説明いたします。

まず、老朽管更新事業です。

昭和40年代から昭和50年代前半に埋設した鋼管の老朽化が激しいため、布設替えするものです。表に示すとおり、各年度4箇所、単年度事業費は1億円から1億5千万となっています。この財政推計期間に計画している整備箇所は、この図で示すとおり、平成30年度から34年度まで合計20箇所を計画しています。こちらは上宮田地区の詳細図です。こちらは小網代・六合地区の詳細図です。こちらは三戸・松輪・海外地区の詳細図です。

続きまして、基幹施設耐震化整備事業です。

小網代配水塔は、三浦市の高台地区を貯う配水池であり、ずい道配水池と並ぶ重要施設として位置付けています。劣化が進行していることから、この施設の更新を計画しました。平成30年度は、耐震診断を実施し、地震に対する性能について調査を行います。平成31年度は、その耐震診断に基づき、初期投資の費用や将来の維持管理費用等の比較検討を行うなどして、基本設計を行います。平成32年度は、基本設計を基に工事発注に必要な実施設計を行います。平成33年度、平成34年度は、2ヶ年継続事業として更新工事を実施いたします。

続いて、(仮称)給水管布設替等補助事業です。

市民が維持管理している給水管の漏水修繕や老朽化による布設替工事による市民負担を軽減するための補助制度です。市民にとって、一時的な出費はありますが、将来の維持管理費が掛からない等メリットがあります。また市にとっても公道を延々と布設、又は幅狭している給水管が整理され、老朽化した給水管の解消により有効水量率が向上するといったメリットがあります。この補助事業の導入時期については、平成31年度からとしています。老朽化した給水管の漏水等による市民の負担を考えれば早めの対応を考えますが、財政状況を考慮すると導入時期については、再検討の必要があると考えています。

最後に、マッピングシステムです。

現在、紙媒体にて管理している本管台帳、戸番台帳、送・配水管の布設

及び布設替工事の竣工図、漏水修繕の履歴、また、給水管台帳等を一元管理することにより、送・配水管の適切な維持管理や更新計画、大規模災害時に円滑な応急活動ができるよう基礎情報を整備し、保管することにより危機管理体制を強化するものです。これまで、各台帳等については紙媒体で管理していましたが、紙の劣化も厳しいものがあります。マッピングシステム導入により、永続的な情報の管理を目的とするものです。本市の送・配水管の延長は 214 キロメートルに及び、施設管理の質の向上という意味からも、これからマッピングシステムの役割は大きいと考えています。

更新計画書についての説明は以上です。本市水道事業の状況を踏まえれば、これらの事業費を縮小することも検討しましたが、安全な水を安心して、いつでも飲めるようにするために、必要なものとしてこの更新計画書を作成しました。

事務局
(金枝課長)

それでは事前に配布させていただいております、資料 7 をご覧ください。

1 つ目は、今までの水道事業運営において、どれだけの現金を失ってきているかを、細かな数値の説明抜きで、出来るだけ簡単にお示しすること。

2 つ目は、今現在、現金が減ってしまっている原因は宮ヶ瀬受水関連施設の投資によるものが大きく、そこに問題があるのではないかということです。先ほどの資料 4 で説明させていただきましたが、有効利用されていない施設の投資の借金償還によって、現金を減らしてしまっていることも大きな要因となっていることをご理解いただくことが目的です。この数値は、平成 29 年度第 2 回で提供させていただきました財政計画と同じ数値を用いて説明させていただきます。同じ数値を使っておりますが、このように、簡単な方法で算出し、水道事業の現金がいったいどれくらい毎年減少してしまっていたのかをお示しするのは、今回が初めてとなります。

それでは、資料 7 の説明を始めさせていただきます。左に表示されております行番号 3 から 10 の分かりやすい説明表では、決算書などから簡単に読み取れる現金の流出額を示しました。詳細な科目や、年度繰越などの要因があり、ぴったり正確な数値ではありませんが、現金が流出している実態を簡単に計算し、10 行目網掛け部分の簡単な算出による現金流出額で示しております。このように、毎年相当な額である 1 億から 3 億の現金流出をしていることになります。この 10 行目の計算には、あくまでも水道事業の本当の実態を表すために、33 行目、34 行目にあります水源施設増強費などの手持ち資金であった前受金の繰入は算入しておりません。言い換えますと、33 行目、34 行目にあります水源施設増強費などの手持ち資金からの繰入額がなかったという事として、10 行目にあります現金流出額を算出しております。ここでは、実態の現金流出をご理解いただけたらと思います。この手持ち資金であった前受金は、過去の繰上償還や、近年は企業債の償還の財源として利用していましたが、R 列 33 行目の 135,926、1 億 3,592

万6千円を繰り入れて、とうとう平成31年度には無くなってしまう予定です。ここで、資金投入されてきた水源増強費などについて説明します。これらは、特別給水申込者に対する特別給水工事処理要綱で水道事業から給水を受けるために設ける施設のうち、特に多量の水を使用し、他に影響を及ぼすと認められるものから寄付をお願いしていたものです。過去には公的資金補償金免除繰上償還の財源として4億4千万円を繰入、企業債の償還の財源として繰入を行っていたものとなります。そして10行目をご覧ください。この現金流出額の主な原因是、13行目の網掛け部分、過去の宮ヶ瀬受水関連施設の投資の元利償還金であるともいえます。この投資が有効活用されていないこと、そのため、横須賀市への施設利用料がかかっていることが要因であると考えています。この資料は、先程の中長期的な経営のあり方の受水費の削減の、行動計画に結びつく要因の関連資料ともなっています。先ほどの繰り返しとなりますが、結果的に財政計画では、手持ち資金であった前受金をR列33行目のH31年度に135,926、1億3,592万6千円を使い果たしてしまします。そして、R列49行目の網掛けの部分資金残高がH31年度に176,791千円、1億7,679万千円赤字と転落しU列のH34年度には累計で1,008,765、10億876万5千円の資金不足が生じる結果となってしまいます。

次に資料8をご覧ください。この資料を提供させて頂く目的は、H31年度からの4年間の資金不足を水道料金改定で補うには25%以上が必要なこと、そこを抑えるためには一般会計の負担が大きくなることをお示しすることです。ここにつきましては、一般会計繰出金の有無や時期については協議中であることを付け加えさせていただきます。先ほどの資料7の網掛けU列49行目、U列49行目でご説明差し上げました、H31からH34年度の資金残高10億876万5千円を、給水収益の値上げと一般会計からの繰入でまかなうシミュレーションをしてみました。○列が、この約10億円の資金不足を給水収益のみで賄うものであり、その改定率は4行目の25.7%と見込まれます。改定率は4行目に試算しております。その左側に行くほど、料金改定率は下がりますが、これは一般会計から繰入を見込んだ場合で、左に行くほど一般会計に多額の負担をしてもらう想定となり、改定率が下がるという内容です。一般会計の繰出額は4年間で8行目の数字となり、各年度の数値は9から12行目となります。繰り返しますが、4行目の改定率で抑えると試算すると、一般会計の繰出額は4年間で8行目の数字となり、各年度の数値は9から12行目となります。ここにつきましては、H29年度の決算数値も固まる時期ですので、現時点では一般会計部局と料金改定の調整ができるのかを調整しながら試算していくたいと考えております。現在のところ、一般会計繰入金の有無、それにおける老朽管更新や施設の強靭化の促進についての具体的な影響はまったくの白紙であり、もし、一般会計の繰入で一時的な資金の不足を補うことになると、こ

のようになるという参考資料となっております。次に、使用者への影響額をそれぞれの改定率で 14 行～17 行に示しました。仮に一般会計からの繰出金なしで〇列の 25.7% の料金改定を行うと、〇列 14 行目で示す 1 ヶ月あたりの家庭用平均使用金額は 590 円のアップとなります。

次に資料 9、10、11 についてですが、この資料を提供させて頂く目的は、県下 2 番目に高い水道料金について、料金改定を行うことだけが、最善の策なのかどうかをご議論いただきたいために用意させていただきました。

資料 9 をご覧ください。これは県内の水道事業体の料金比較をしております。現行の水道料金において三浦市は、同じ水源を利用する共同水源エリアの水道事業者である神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市と比較して高額であるだけではなく、県下 2 番目の高料金であり、隣の横須賀市と比較しても 18% 程高額となっています。

次に資料 10、11 様々な情勢が下方傾向にあるということを示す資料となります。資料 10 をご覧ください。給水量・人口が減っていることを示す資料です。三浦市は給水人口と、1 人 1 日平均給水量が減少しており、必然的に給水量が減少していることが伺えます。表の上に文章で説明いたしましたが、平成 7 年度と平成 28 年度を比較すると給水量は、年間で約 230 万立方メートル以上減少し、現在の一般家庭水道料金換算で、年間約 4 億円の減少となっています。平成 28 年度の水道料金収入が約 10 億 5 千万円である当市には、非常に大きな減少です。

同じく資料 11 は、市内の景気が下降傾向にあることを表現したいと考え、市民税という視点で調定額と納税義務者の推移について示しました。グラフの①③が法人市民税、②④が個人市民税の推移ですが、ともに下降傾向にあることが伺えます。このようなことからも三浦市は、厳しい状況にあることをご理解いただきたいと思います。

以上、当面の課題解決について、財政計画に裏付けされた更新計画表、現金が流出しまっている水道事業の現状、今後の資金不足を補うための料金改定率と使用者への影響額、現在の県内事業体の料金体系、給水量、人口、市内の景気が下降線である現状、このことを踏まえて当面の資金不足という課題解決について、水道料金の改定について、その時期や、更新計画について、委員の皆様のご意見を伺いたいと思い提案いたしました。事務局といたしましては、各方面から厳しい意見をいただいております。水道料金の改定は差し迫って必要であると考えておりますが、一方で非常に厳しい市内情勢であることも考慮しなければならない問題と考えております。改めて、水道料金の値上げについて、ご議論いただきたいと思います。

鈴木会長

説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問・ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

草間委員

あまり関係のない老朽管更新事業になるが、配水管の布設替を行う、松輪の34年に計画している部分は、歩道か、県道か、それとも両方か。

事務局
(見原G.L.)

草間委員

歩車道の下あたりが基本的に多いです。

松輪の事だが、今これから道路舗装を行う。平成34年には配水管を入れ替える。また、道路舗装を負担する部分を一緒に行うのは中々難しいのかと思うが、そういったことはできないか。

事務局
(石橋G.L.)

県道になりますので、県と掘削等の舗装の予定とか、毎年1回打合せ会議があります。その中で、今回の件は出ていませんでした。ただ、三浦市としては歩道に入れるつもりですので、特段問題は無いと認識しています。

草間委員

分かりました。

鈴木会長

他にございますか。

小谷野委員

資料8の中で突然一般会計繰入金と言うのが出てきたが、これはある程度、赤字補填を一般会計から出すという覚悟を行政側として持っていると考えていいのか。

事務局
(石井部長)

府内の調整はできていません。事務的に言うと、経営しなければいけないので、一般会計繰入金の調整が付かない以上は、25.7%の改定率で、平成31年度当初にしなければ経営はできないということです。

小谷野委員

要は、料金改定をしないとか、一定率しかしない場合には、何らかの補填をしなければならないのを繰入金で表しているという理解で良いか。

事務局
(石井部長)

鈴木会長

そうです。

他にございますか。

菱沼委員

第2回目だったと思うが、老朽管更新率の全国平均が0.85%に対して、本市が0.25%と非常に更新率が悪い。それとこの料金改定の絡みになるが、私の意見としては、一般会計からの繰出金、補助金と言うのか、それを削減するのはもちろんだが、老朽管の更新の方にも少し考慮したものにしていただきたい。これは、企業会計だから建設改良費はストレートに収益的収支には影響が出てこないと思うが、その辺は話がややこしくなるので、できるだけ老朽管更新の事業の促進もお願いしたいと思う。以上。

鈴木会長

ありがとうございました。他にございますか。

草間委員

先程の事も関連しているが、この料金改定 25.7% 上げなければ経営が成り立たない部分はわかるが、先程の資料 9 等を見ても、三浦市内の経営環境はあまり改善されていない。厳しい状況が続き、人口も減少して、市民法人税等もどんどん減っていく中で、経営が出来ないからと言って 25% 料金を上げるのは、なかなか市民に理解をしてもらうにも厳しいと思う。市内の基幹産業である農業や漁業に与える水道料金の影響は、非常に大きい。先程の議論にもあったが、ある程度先を見据えた中で、将来的にはこういった整備をして料金を何とか安くし、この料金改定まではしなくとも済む。というような形でやっていかなくてはいけないと思う。行政としての努力を市民に理解をしてもらえるような形で料金改定をやらないと市民感情的にも厳しい。我々もその様な事を踏まえると直ぐには、「はい、そうですね。」とは、返事が出来ない。政策的なものも全てトータルした中で、ある程度何年かは一般会計繰入金もやむを得ないという部分もあるが、その間に何とか打開策を市として考えて、市民に理解してもらうという努力は、今まで以上にやらないといけないと思う。それだけは理解していただきたい。

鈴木会長

ありがとうございました。他にございますか。

事務局
(石井部長)

最後事務局からになりますが、確かに我々も努力して経費を削る努力をしなければなりませんが、見出せていないのが現状です。ただ、そうは言っても経営が成り立たないという実情もあります。一般会計とも調整していますが、今のところ了承をいただいている状況です。

草間委員

経営を改善しなければ、いくら料金を上げても将来的にまた料金が上がることになるので、今までの様々な問題を解消することが先だと我々は思う。先程の話ではないが、1番の宮ヶ瀬ダムだけにするとか、将来的な方向性を示してほしい。そうしないと、今までの状況のまま料金だけ上げても、結局赤字はどんどん増えていくと思う。改善しないと。その経営の方向性を見出すのが一番だと思う。だから、健全な経営が出来る様な形、今負担金が出ている、今までの投資が無駄になっていると言う部分を解消するような形を見出さなければ、いくら料金改定をしてもまた料金改定をしなければ経営が成り立たないと思うので、しっかりとやらないといけないと思うし、その為の審議会でもある。

星野委員

立場が色々あるので難しいが、事務局の立場と行政の立場がある。それをもう少しすり合わせて、市民感情の影響もあるので、その辺を考慮してやるべきだと言う意見が多いのかなと思う。それには、具体的な先ほ

どの対策も、もう少し前を向いた交渉なり方向性なりを示さなければならぬ。県の水政室の検討会議の方も、もう少し積極的に携わらないといけないと思う。その方向性をこちらに示していくべきだと思う。今までのご意見については、これが現状なので水道事業の担当課の立場としてお答えできる範囲は、ここまでだと思う。私の立場で一般会計と協議して対応すべきだという意見があったという事をお伝えしたいと思う。

鈴木会長

ありがとうございました。他にございますか。

無いようござりますので、以上をもちまして、本日の議題についての審議は全て終了しました。事務局へお返しします。

事務局

(宮本G.L.)

鈴木会長ありがとうございました。

各委員の皆様方におかれましては、長時間に亘り、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

事務局からの事務連絡です。

平成30年度第2回三浦市上水道事業審議会の開催につきましては、内部で検討し改めて連絡をさせていただきますので、宜しくお願ひいたします。

これをもちまして、平成30年度第1回三浦市上水道事業審議会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

【16時24分閉会】



平成 30 年 8 月 6 日

三浦市上水道事業審議会

会長 鈴木寧夫

署名人 草間道治

署名人 山田光雄